

2019 年度
通信教育部評価分科会
点検・評価報告書（最終）

創価大学

4. 教育課程・学習内容

以下の項目については、各学部の該当箇所に記載のとおり。

- ③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

5. 学生の受け入れ

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

通信教育課程を開設している学部においては、「建学の精神」に基づいた学部ごとの理念・目的、教育目標、そして通学課程のみならず、通信教育課程に関するディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定めるとともに、通信教育課程に関するアドミッション・ポリシーを定めており、これを大学ウェブサイト

(<https://www.soka.ac.jp/tukyo/aboutus/policy/>)、募集要項に明記し、公表している。

6 教員・教員組織

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

通信教育部は、「創価大学通信教育部学則」第4条に基づき、通信教育部全般にわたる教育および研究に関する審議機関として「通信教育運営委員会」（以下「運営委員会」という）を設けている（学長を議長として、各学部長、通信教育部長、副部長、教務部長、および通信教育部専任教員の代表などを委員とするもの）。

そして、同学則第4条の3および4に基づき、運営委員会の下に、協議機関として「通信教育部教員会」、さらに通信教育部教務委員会、通信教育部入学審査委員会、通信教育部学習支援推進委員会、通信教育部教育費減免に関する選考委員会、メディア授業委員会、通信

教育部教育実習委員会、通信教育部教員養成カリキュラム検討委員会、通信教育部教員養成ビジョン委員会、通信教育部奨学金選考委員会、および「自己点検・評価」通信教育部部会が設置され、運営委員会並びにこれら各種委員会等での決定事項の実施に関する責任者として、通信教育部長と通信教育部副部長が置かれている。

なお、通信教育課程の授業は、通信教育部専任の教員および学部の教員が担当しているが、通信教育部教務委員会、通信教育部教育実習委員会、および通信教育部教員養成カリキュラム検討委員会を除く上記委員会等はすべて、通信教育部長、通信教育部副部長、および通信教育部の専任の教員と職員のみによって構成されている。

通信教育部の教員は、学部の教員とは異なり、様々な専門分野の教員で構成されているため、「創価大学通信教育部学会」という学際的な学術団体を組織し、それを通じて研究会・講演会の開催をするなど、学術活動を行っている。通信教育部所属の教員 14 人のうち、5 人は博士の学位を有している。

学生への教育においては、レポート作成スキルなどの通信教育課程での学修の基本を教授する「自立学習入門」（大学科目、2 単位）という科目を必須科目とし、学修をスムーズに始められるようにしている。この科目は、以下に説明するアカデミック・アドバイザーの教員全員が担当している。

さらに、学習支援として、全国を 8 つの方面に分けて、それぞれの方面を担当する教員を「アカデミック・アドバイザー」としている。アカデミック・アドバイザーについては、教職担当の教員を除く全専任教員が担当している。

レポートの作成に悩む学生も少なくないため、各方面でアカデミック・アドバイザーによる「レポート作成講義」（入門タイプ・A タイプ・B タイプ・C タイプ）を無料で開催している。電話による学習相談も受け付けている。

本学は、幼小中高の教員養成にも力を入れている。教職課程を担当する専任教員として、3 名の校長経験者等を採用し、各学校が求める実践的な教員養成を目指している。このことが、教員採用試験において、通信教育部だけで 18 年連続 100 名以上の合格者を輩出するという結果にもつながっている。

本学は「スーパーグローバル大学創成支援事業」にも採択されている。大学の国際化の一環として教員のグローバル化を図るため、外国人教員の人数・目標値を各学部に示し、学部の教員採用計画の中で積極的に採用していくこととなっている。通信教育部には現在、2 名の外国人教員がいる。

以上のように、教員の役割分担や連携については、運営委員会で審議・決定の上、方針が明示され、適切に実行されている。

7. 学生支援

②学生支援の体制

I. 学生の修学に関する適切な支援の実施

入学後、スムーズに学修を開始できるよう、全国主要都市で「新入生ガイダンス」を実施、また同内容の映像をポータルサイト上で視聴できるよう動画を配信している。

スクーリングの他に、学生の能力に応じた補習教育・補充教育として前述の通り「レポート作成（特別）講義」を無料開講している。この講義は、同じ地域に住む学生同士の交流の場ともなっており、2019年度は全30都市で71回開催し、2013年のスタートからこれまでに受講者は累計11,000名を越える（2020年2月現在）。

それ以外にも、正課外教育として居住する都道府県に「光友会」という学生自治の組織があり、定期的に地域ごとの勉強会や相談会を開催している。

また、前述の通り、全正科生を対象に、専任教員によるアカデミック・アドバイザー制度を導入している。1年間まったく学習が進まなかった学生に対しても、専任教員や指導員（各地方で学生生活のサポートを担っている者、IIで紹介）から直接電話をし、学習相談を行い、成績不振者の状況の把握、指導を行っている。

学生は「通教学生ポータルサイト」を利用して、各種申し込みやレポートの提出が可能だが、そうしたインターネットの使用が苦手な学生に対してのサポートとして、ICTサポートデスクを2019年4月より設置している。パソコン機器の設定やポータルサイトの使い方を年間約360日、午前10時から午後10時まで、いつでも電話で質問することができる。夏期スクーリング期間中に3回「WEBサポート相談会」を開催し、一緒に操作をしながらポータルサイトの利用方法を説明する場も設けている。また、スクーリング期間中に学内Wi-Fiの利用サービスを提供している。

障がいのある学生に対する修学支援については、入学時に学習に必要なサポート内容を把握し、合理的配慮について事前に事務局と相談する。入学後は、教室内の優先席確保や構内への自車の乗り入れ許可、試験の個別会場受験、試験問題の点字作成及びメディア授業の文字起こしなどを行っている。

また、夏期スクーリング受講者を対象に、スクーリング受講料の負担軽減を目的とし、日本学生支援機構の返済型奨学金を用意している。それ以外にも、年間定員100名の募集で本学独自の給付型奨学金があり、経済的支援を行っている。

II. 学生の生活に関する適切な支援の実施

都道府県ごとに「指導員制度」を設置している。指導員とは、本学卒業生等で運営委員会の議を経て任命されるもので、地域の通教生の学習支援や激励を行い、学生生活の相談窓口ともなっている。現在、全国で指導員87名、副指導員39名の体制が組まれている。

進路選択に関わる支援については、夏期スクーリングの際、就職活動のための基礎知識が身につけられるキャリアガイダンスを無料で開催している。

また、夏期スクーリングの期間には、学生寮の利用を可能とし、健康面のサポートでは保健センターが利用できるようにしている。

③学生支援の適切性についての点検・評価

学習支援推進委員会を設置し、年9回開催している。通信教育部長を中心に、専任教員と事務職員数名で構成されており、学習面での学生支援体制について、情報の共有や現状の課題、今後の取り組みについて話し合いの場を持ち、支援の適切性を点検・評価している。

9. 社会連携・社会貢献

②社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

○社会連携・社会貢献に関する方針

現状、通信教育部の組織として単独で定めた方針はない

○取り組みの実施

現状、通信教育部の組織として単独で行っている取り組みはない

○教育研究成果の社会への適切な還元

毎年、通信教育部学会の研究紀要である『通信教育部論集』（デジタル版）を発行し、教育・研究成果を社会に公表している